配当公告

富山県高岡市問屋町一三番地
破産者　池田理化工業株式会社
右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成二十七年（フ）第六三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。
一、配当の手続きに参加することができる金額
金六七〇、三七八、四二五円
（内優先的破産債権額　金八、九八二円）
一、配当することができる金額
金四六、六五三、七〇七円
（内優先的破産債権額　金八、九八二円）
平成二十八年十一月十一日
富山県高岡市中川本町一番一二号
破産管財人　樋爪　勇

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千三百万円減少し二千七百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十九年一月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十八年十月十日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
平成二十八年十一月十一日
東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目五番一〇号
株式会社カリス
代表取締役　冨田　英治

第20期決算公告

平成28年11月11日
東京都武蔵野市吉祥寺本町二丁目5番10号
株式会社カリス
代表取締役　冨田　英治
貸借対照表の要旨
（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	22,838
	固定資産	899
	合計	23,738
負債及び純資産の部	株主資本	23,738
	資本金	50,000
	利益剰余金	△26,261
	その他利益剰余金	△26,261
	（うち当期純利益）	(—)
	合計	23,738

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都大田区羽田三丁目一番、最後の住所福島県いわき市小名浜岡小名字猿網四七番地一〇
被相続人　亡　堀越　英明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十一日
事務所福島県いわき市平字三町目三三
相続財産管理人　司法書士　髙木　心平

資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を八千三百六十九万円、資本準備金の額を八千三百六十九万円、利益準備金の額を三百四十万円減少し、資本金の額一千万円、資本準備金の額〇円、利益準備金の額〇円とすることにいたしました。
株主総会の決議は、平成二十八年九月三十日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
平成二十八年十一月十一日
愛知県安城市御幸本町一六番二号
安城畜産株式会社
代表取締役　畔柳　和典

第62期決算公告　平成28年11月11日
愛知県安城市御幸本町16番2号
安城畜産株式会社
代表取締役　畔柳　和典
貸借対照表の要旨（平成28年6月30日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	16
	固定資産	31
	合計	47
負債及び純資産の部	流動負債	7
	固定負債	30
	株主資本	9
	資本金	93
	資本剰余金	83
	利益剰余金	△ 168
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	△ 171
	（うち当期純損失）	(15)
	合計	47

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市下平出町六三九番地一、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　吉田　輝明
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十一日
栃木県宇都宮市小幡一丁目一番二一号オノセビル四階　わかさ法律事務所
相続財産管理人　弁護士　若狭　昌稔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を七百万円減少し三百万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十八年十二月十二日であり、株主総会の決議は、平成二十八年十月十九日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
平成二十八年十一月十一日
札幌市西区西野八条五丁目一五番五号
日東商事株式会社
代表取締役　小山　國夫

第42期決算公告

平成28年11月11日
札幌市西区西野八条五丁目15番5号
日東商事株式会社
代表取締役　小山　國夫
貸借対照表の要旨
（平成28年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	5,164
	固定資産	3,264
	資産合計	8,429
負債及び純資産の部	流動負債	3,461
	固定負債	4,540
	株主資本	428
	資本金	10,000
	利益剰余金	△9,572
	その他利益剰余金	△9,572
	（うち当期純損失）	(651)
	負債・純資産合計	8,429

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県川口市坂下町二丁目四三〇番地一、最後の住所埼玉県川口市芝西一丁目八番三号日神パレス蕨一〇三号
被相続人　亡　松本　考
右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。
平成二十八年十一月十一日
事務所さいたま市中央区本町東二丁目一一番七号　さいたま新都心法律事務所
相続財産管理人　弁護士　久田　勝也

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を十五万円減少し一千万円とすることにいたしました。
効力発生日は平成二十八年十二月二十日であり、株主総会の決議は、平成二十八年十月二十五日に終了しております。
この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。
平成二十八年十一月十一日
札幌市南区石山東七丁目七番三四号
株式会社帝北
代表取締役　佐藤　治

第32期決算公告

平成28年11月11日
札幌市南区石山東七丁目7番34号
株式会社帝北
代表取締役　佐藤　治
貸借対照表の要旨（平成27年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	99,465
	固定資産	70,897
	合計	170,362
負債及び純資産の部	流動負債	30,728
	固定負債	128,581
	株主資本	11,052
	資本金	10,150
	利益剰余金	1,052
	その他利益剰余金	1,052
	（うち当期純利益）	(28)
	自己株式	△150
	合計	170,362